

令和5年4月17日

保護者の皆様

浜田市教育委員会

浜田市立小中学校における留守番電話機能の導入について（お願い）

保護者の皆様には、平素から本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、浜田市教育委員会では、教職員が健康を保ち、児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、時間外勤務の縮減などの「働き方改革」に取り組んでいます。

このたび、この「働き方改革」の一環として、下記のとおり浜田市立小中学校に留守番電話メッセージ機能（録音機能なし）を導入します。

保護者の皆様におかれましては、学校への連絡に際し、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 導入予定日 令和5年6月1日（木）

2 留守番電話による応答時間

※ 学校への通常連絡は、次の時間帯を避けて電話をしていただくか、連絡帳による連絡をお願いします。（児童生徒の生命に関わる緊急時の連絡先は裏面のとおり）

※ 目安の時間帯であり、各学校の教職員の勤務状況によって前後します。

(1) 学校授業日

小学校	<u>午後5時30分～翌日の午前7時30分</u>
中学校	① 部活動のある日 <u>各学校の完全下校時刻～翌日の午前7時30分</u> ※ 完全下校時刻は、各学校からお知らせします。 ② 部活動のない日や試験期間中など <u>各学校の勤務終了時刻（概ね午後5時）～翌日の午前7時30分</u>

（裏面へ）

(2) 学校休業日（土日祝日など）

終日

※ 中学校の部活動の欠席連絡等については、「すぐーる」又は各学校が別に指定する方法で連絡をお願いします。

(3) 長期休業期間中

ア 平日

各学校の勤務時間を除く時間帯（概ね午後5時～翌日の午前8時30分）

イ 学校閉庁期間（お盆）・年末年始

終日

3 緊急時の連絡先

留守番電話に切り替わっている時間（以下「留守電時間」という。）に児童生徒の生命に関わる重大な事案が発生した場合は、次の各機関へ連絡してください。

- ・ 浜田警察署 電話 0855-22-0110
- ・ 浜田児童相談所 電話 0855-28-3560
- ・ 浜田市役所 電話 0855-22-2612
- ・ 浜田市教育委員会 電話 0855-25-9710（学校閉庁期間のみ）

※ 緊急性に応じて各機関から各学校へ連絡が入ります。

4 その他

- ・ 当日の児童生徒の欠席・遅刻等については、各学校が指定する時間帯又は指定する方法により連絡をお願いします。
- ・ 留守電時間であっても、学校から各家庭へ電話をする場合があります。
- ・ 留守電時間であっても、教職員が学校で業務を行う場合があります。

【お問合せ先】

浜田市教育委員会学校教育課 担当：山口、上野

電話 0855-25-9710

Mail gakkou@city.hamada.lg.jp